

こども計画の策定に向けた取組について

1 国における取組

(1) 国の取組

国では、令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が発足し、こども基本法に定める「こども施策」を総合的に推進するため、令和 5 年 12 月に「こども大綱」が策定されました。

「こども」とは… 心身の発達の過程にある者をいう。

⇒「こども」は年齢の定義なし。こども大綱では、18 歳や 20 歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく継続して支援を行い、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるようにすることが目的とされる。

⇒「若者」は年齢の定義なし。こども大綱では、青年期の者（おおむね 18 歳以降から 30 歳未満まで。施策（修学、就労、悩み等相談の支援など）により、ポスト青年期の者（30 歳以降から 40 歳未満まで）も対象とする）とされる。

「こども施策」とは… ①～③の施策、その他のこどもに関する施策、これと一体的に講ずべき施策（こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策）をいう。

①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（こども基本法第 2 条、こども大綱より）

(2) 国の主な動き

①「こども未来戦略方針」を発信（R5. 6. 13 付）

「こども未来戦略」の策定に向けて、方針が発信されました。

②「こども大綱」、「こども未来戦略」を策定（R5. 12. 22 付）

これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を 1 つにし、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。併せて「こども未来戦略」が策定されました。

③「こどもまんなか実行計画」を作成（R6. 5. 31 付）

「こども大綱」の具体的な取組内容を示した計画が作成されました。

④「こども白書」を作成（R6. 6. 21 付）

これまでの「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」を 1 つにした「こども白書」が作成されました。

2 本市における取組

(1) 本市の取組

県・市においては、こども大綱を勘案した「こども計画」を定めるよう努めるものとされ、こども施策に関する事項を定める計画と一体的に作成することが可能とされています。

これに伴い、本市では、現行の「第 2 期たつの市子ども・子育て支援事業計画（令和 2～6 年度）」の改定に合わせて、令和 6 年度末にかけ、こども大綱を勘案し、当計画に、こどもの貧困対策やこども・若者育成支援に係る計画を含めた「（仮）たつの市こども計画（令和 7～11 年度）」を策定します。

計画策定にあたっては、各部署における既存のこども・子育て・若者に関連する事業に、新たな課題解決等に向けた事業を加え、総合的・一体的にこども施策を推進します。

(2) 本市こども計画の構成

たつの市こども計画は、こども大綱を勘案し、次の計画等を一体的に作成します。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| ①「こども基本法」の市計画 | (策定努力義務、市のこども施策についての計画) |
| ②「子ども・子育て支援法」の市計画 | (策定義務、現行：たつの市子ども・子育て支援事業計画) |
| ③「次世代育成支援対策推進法」の市行動計画 | (策定可、現行：同上) |
| ④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の市計画 | (策定努力義務、現在未策定) |
| ⑤「子ども・若者育成支援推進法」の市計画 | (策定努力義務、現在未策定) |
| ⑥「少子化社会対策基本法」に係る事項 | |

※関係：こども家庭庁設置法、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約 外

<こども施策の主な分野>

施策企画 市民生活（地域コミュニティ、人権、生活安全等） 環境（生活環境、衛生、エネルギー等） 保健福祉（医療、社会・障害福祉、健康等） こども・子育て（相談支援、こども園、放課後児童クラブ等） 産業（地域産業、観光等） 雇用（就業、仕事・子育て両立支援等）	建設（道路、公営住宅、上下水道等） 都市政策（住宅、公共交通、公園等） 教育（学校、生涯学習等） 文化・スポーツ（図書館、文化財、スポーツ振興等） デジタル（DX等） 広報広聴（情報発信、こども等意見聴取）
---	--

(3) 計画策定・推進に向けた取組

①庁内の計画検討・情報共有

こども施策に関係する部署を中心に、「たつの市こども計画推進委員会」を設置し、情報共有を図り、ニーズ調査内容、計画素案等を検討します。

②たつの市子ども・子育て会議にて審議

たつの市子ども・子育て支援事業計画に係る事項等の審議機関として設置している「たつの市子ども・子育て会議」において、こども・若者支援に関係する委員（有識者、公募）を新たに追加し、ニーズ調査内容、計画素案等を審議します。

③こども・若者・子育て当事者の意見反映

こども・若者・子育て当事者（保護者等）を対象に、アンケート調査やヒアリング等を実施します。

④計画の推進

計画策定後は、たつの市こども計画推進委員会、たつの市子ども・子育て会議において、計画の進行状況を確認し、計画を推進していきます。

(4) 今後のスケジュール

- R5. 10 たつの市こども計画推進委員会の設置
- R6. 1～ たつの市子ども・子育て会議にて審議
- R6. 2～ アンケート調査の実施
- R6. 7～ こども計画素案の作成
- R6. 11 こども計画案の作成
- R6. 12 パブリックコメント（計画案）
- R7. 3 こども計画の確定、公表